令和４年２月10日

神奈川県行政書士会

会長　田後　隆二　様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長

神奈川県知事　黒岩　祐治

（公印省略）

まん延防止等重点措置の延長に係る協力のお願いについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。令和４年２月10日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和４年３月６日まで延長されました。

それを受け、同日、県対策本部会議を開催し、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

飲食店等に対しては、法第31条の６第１項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

・５時から21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時30分まで

・５時から20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

それ以外の飲食店においては、20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

※協力金の扱いに変更はありません。

その他、添付「実施方針」のとおりお願いさせていただきます。

この難局を乗り切るため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

別添

　１　知事メッセージ

　２　「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」

　３　国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

問合せ先

　政策局政策法務課

　訟務グループ　加藤

　045-210-1111(内線2420)